

徳島県告示第百二十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百二十七号）第十五条の十七  
 第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
徳島市飯谷町栗木谷六番一、六番二、七番、八番一、八番二、九番及び二九番五並びに一八番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百三十号。以下「政令」という。）第十三条の二第一号
鳴門市大麻町板東字中谷二九番二二及び二九番一五  三好市山城町下川字露口一四六八番、一四六九番一、一四六九番二、一四七〇番、一四七一番、一四七二番、一四七三番一から一四七三番三まで、一四七四番、一四七五番、一四七六番、一四七七番、一四七八番、一四七九番、一四八〇番、一四八一番、一四八二番、一四八三番、一四八四番、一四八四番二、一四八五番、一四八六番、一四八七番、一四八八番、一四八九番、一四九〇番、一四九一番、一四九二番、一四九三番一及び一四九三番二	政令第十三条の二第一号
板野郡板野町犬伏字大坪一六番一	政令第十三条の二第三号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第百三十五号）第十二条の三十一第一号
同 字福若谷七番四、七番二二及び七番二六から七番二八まで	政令第十三条の二第一号